

水戸地方裁判所民事部 裁判長 阿部雅彦 殿

(株)ゆうちょ銀行によるイジメ・パワハラに対する損害賠償請求訴訟
『令和2年(ワ)第242号』の公正な判断を求める要請
——原告大森雄介さんが被った人格権侵害の救済を要請します——

2020年6月10日、大森雄介さんは、勤務先であった(株)ゆうちょ銀行において被ったイジメ・パワハラによる深刻な人格侵害に対する賠償を求めて水戸地方裁判所に提訴しました。

大森さんは、1979年に旧郵政省に入省後、1991年、優秀な成績で監察官補試験に合格し監察業務に従事。どこに異動になっても事案処理件数がずば抜けて多いなど職場に多大な貢献をしていました。さらに、1999年に郵政監察官(管理職扱い)に任命されて以後も、難関なCFSA(公認金融監査人)やCIA(公認内部監査員)の資格を取得してきました。

ところが、2007年、コンプライアンス総括部コンプライアンス室に専門調査役として異動し、10月、郵政民営化により(株)ゆうちょ銀行となったところから、2018年3月の退職にいたるまでの10年以上にわたり、謂われないイジメ・パワハラに苦しめられることになりました。その内容は、上司や同僚による執拗かつ理不尽な中傷や「仕事はずし」、減給・降職・退職強要をはじめ暴言・罵倒・暴行、セクハラでっち上げ、スキップや片足立ち、髪型を変えて見世物にするなど、筆舌に尽くしがたい人格攻撃でした。しかも、大森さんは、何度も本社に実情を訴え善処を求めましたが、何らの是正措置もとられず、ついには抑うつ状態に陥って休職、復職できないまま雇止めとなりました。

日本郵政の職場では、民営化後利潤追求のためノルマ追求や激しい合理化がすすめられた結果、「かんぽ生命」での不正問題の発覚や、イジメ、パワハラ、処遇差別など、救済を求める訴えが全国で数多く起こされており、大森さんの損害賠償請求訴訟もそれらのひとつと言えます。

使用者は労働者が労働力を提供する過程でその生命、健康はもちろん、人格を侵害されることのないよう、職場環境について配慮する義務を負います(労働契約法第5条)。また、パワハラについても、使用者はもとより、従業員による個人的な行為であっても、行為を認識しながらやめさせなかった場合は、使用者も損害を賠償すべき義務を負います。

裁判長におかれましては、このような使用者の当然の義務がきちんと履行される社会となるためにも、大森雄介さんの損害賠償請求訴訟について公正な判断をされますよう強く要請いたします。

氏 名	住 所

〔署名集約先〕 郵政イジメ・パワハラ損害賠償請求事件・大森雄介さんを支援する茨城の会

〒310-0912 水戸市見川5-127-281 日本国民救援会茨城県本部気付 TEL&Fax029-253-1214

〔取扱い団体

〕